

# 子どもの人権は守られていますか

いつ：7月22日(土曜日)午後1時30分～3時

どこで：みくも地域人権福祉市民交流センター（機能回復訓練室）

（湖南省三雲1186番地）

講師：桜井 智恵子 さん（関西学院大学 教授）

国連において子どもの権利条約が採択されて30年以上が経ち、日本が批准（※）してから29年が経ちました。ヤングケアラーや子どもの貧困など、今まで見えてこなかった課題が山積している時代を生きている子どもたちのためにも、今、子どもの権利がどうなっているのか学びませんか。  
（※）条約に拘束されることに対する国家の同意のこと。

定員：30人（事前申し込みが必要です。市内在住・在勤のかた優先。先着順）

受講料：無料

※参加されるかたは、電話・FAX・メール・郵送・持参などでお申し込みください。

申込書は裏面にあります。



《問い合わせ先》湖南省人権擁護課 Email: jinkyo@city.shiga-konan.lg.jp

電話：0748-71-2322 FAX：0748-72-3788

〒520-3288 滋賀県湖南省中央一丁目1番地（東庁舎1階）

参加申込書 7月22日(土)

※参加される方は、電話・FAX・メール・郵送・持参などで申し込みをお願いします。

※手話通訳・託児サービスを希望される場合は、6月22日(木)までに申し込んでください。

人権擁護課 あて

mail : [jinkyo@city.shiga-konan.lg.jp](mailto:jinkyo@city.shiga-konan.lg.jp) FAX : 0748-72-3788

参加者名前			
連絡先	(電話)	-	-
	(FAX)	-	-
在住在勤 (○をしてください)	市内在住・在勤	市外	
手話通訳を希望される方は○をつけてください。 → 手話通訳を希望します。			
託児を希望される方はご記入ください。			
お子さんの名前 ( ) ( )			
お子さんの年齢 ( 歳 カ月) ( 歳 カ月)			

※お申込みいただいた個人情報は、講座以外の目的で使用いたしません。

※湖南省ホームページにも講座情報を掲載しています。

TOPページ中段 便利なサービスより組織から探す→総務部 市民生活局人権擁護課→  
「人権」内の「出合い・気づき・発見講座」参加者募集)

